

東京都 CCU 連絡協議会： 利益相反申告書 記入要領

利益相反申告書は東京都 CCU 連絡協議会学術委員の皆さんの利益相反の状況に関し、その透明性を高める目的で記入・提出していただくものです。

申告していただいた利益相反は、東京都 CCU ネットワークが設置する利益相反管理委員会(加盟施設代表2名、元代表1名、事務局長の計4名で構成)が審査します。重大な利益相反があると考えられた場合には、委員本人とも相談の上、特定の事項についての発言を控えていただく等の対応がとられる可能性があります。このような極端な場合を除き、基本的には委員会の内外における各委員の活動を制限するものではありません。あくまでも透明性を高めるのが目的です。

現時点では、各自の利益相反状況を開示する予定はありません。

1. 申告者本人および父母兄弟等の二親等以内の近親者に関連するもので2015年1月から2015年12月までの期間が対象です。ただし、2015年分のうち、未確定のものについては確定し次第に追加申告をしていただいても結構です。
2. 各項目に該当するかどうか不明な場合には可能性を考慮して、広く考えてください。
3. 研究室や講座が研究助成を受けている場合、各委員が責任を負っている範囲の研究費を算入してください。例えば、教授の場合には教室員が受けている研究助成をすべて計上してください。
4. 「研究費・助成金・奨学金」には公的機関(文科省など)から支給される研究費が含まれます。例えば一つの機関(例:文科省)から1件につき150万円の研究を計2件支給されている場合には、「1つの団体から支払われた研究費等の年間総額」は300万円となります。文科省から1件150万円、厚労省から1件150万円の場、合、「1つの団体から支払われた研究費等の年間総額」はいずれも200万円以下となります。

不明な点がありましたら、事務局までご相談ください。

東京都 CCU 連絡協議会 事務局

TEL: 03-6300-0317

FAX: 03-6300-0318

E-mail: ccunet@nms.ac.jp